

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

要求水準書

(案)

運営・維持管理業務編

令和7年1月17日

岩手沿岸広域環境組合

< 目 次 >

第1章 総則	1
第1節 適用範囲	1
第2節 計画概要	1
第3節 一般事項	2
第4節 運営条件	8
第2章 全体計画	10
第1節 計画ごみ質	10
第2節 余熱利用計画	11
第3節 排水計画	11
第4節 車両仕様	11
第5節 居室騒音基準	11
第6節 見学者対応	12
第7節 公害防止条件	12
第3章 管理運営体制	15
第1節 業務実施体制	15
第2節 教育訓練	15
第3節 有資格者の配置	15
第4節 連絡体制	15
第4章 受付計量業務	16
第1節 受付管理	16
第2節 計量	16
第3節 案内・指示	16
第4節 料金徴収	16
第5節 受付時間	16
第5章 運転管理業務	17
第1節 計画処理量	17
第2節 年間運転日数	17
第3節 運転時間	17
第4節 搬入物の性状分析	17
第5節 搬入管理	17
第6節 適正処理	18
第7節 適正運転	18
第8節 運転管理体制	18
第9節 最終処分場への搬出	18
第10節 搬出物の性状分析	18
第11節 資源物の資源化業務	18
第12節 運転計画の作成	18

第 13 節 データの記録	19
第 14 節 売電の事務手続き	19
第 15 節 エネルギー管理	19
第 16 節 性能試験の実施	19
第 6 章 維持管理業務	20
第 1 節 備品・什器・物品・用役の調達	20
第 2 節 備品・什器・物品・用役の管理	20
第 3 節 点検・検査計画の作成	20
第 4 節 点検・検査の実施	20
第 5 節 補修・更新計画の作成	20
第 6 節 補修・更新の実施	20
第 7 節 建屋の保全	21
第 8 節 改良保全	21
第 9 節 精密機能検査	22
第 10 節 長寿命化総合計画の作成及び実施	22
第 7 章 情報管理業務	23
第 1 節 運転管理記録報告	23
第 2 節 点検・検査報告	23
第 3 節 補修・更新報告	23
第 4 節 環境保全報告	23
第 5 節 作業環境保全報告	23
第 6 節 緊急対応	23
第 7 節 運営マニュアル	23
第 8 節 事業継続計画	24
第 9 節 その他関連業務	24
第 10 節 施設情報管理	24
第 11 節 業務完了報告	24
第 12 節 その他管理記録報告	24
第 13 節 情報セキュリティ	25
第 8 章 環境管理業務	26
第 1 節 環境保全基準	26
第 2 節 環境保全計画	26
第 3 節 作業環境保全基準	27
第 4 節 作業環境保全計画	27
第 9 章 防災等管理業務	28
第 1 節 防災等管理	28
第 2 節 防火管理	28
第 3 節 防火・防災訓練の実施	28
第 4 節 事故報告	28
第 10 章 その他関連業務	29

第1節 清掃	29
第2節 植栽管理	29
第3節 積雪対応	29
第4節 警備・防犯	29
第5節 見学者対応	29
第6節 住民対応	29
第7節 災害時の対応	30
第8節 管理棟浴室の管理	30
第9節 ホームページの開設及び運営	30
第10節 その他施設管理	30

第1章 総則

第1節 適用範囲

本要求水準書は、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）の岩手沿岸南部クリーンセンター（以下「本施設」という。）において実施する「岩手沿岸南部クリーンセンター 基幹的設備改良事業」の運営・維持管理業務に適用するものである。

本要求水準書は、本施設における運営・維持管理業務の基本的な内容について定めるものである。

第2節 計画概要

1. 事業名

岩手沿岸南部クリーンセンター 基幹的設備改良事業（運営・維持管理業務）

2. 施設概要

ごみ処理施設：73.5 t /24 時間×2 炉（147 t /24 時間）

破碎処理施設：10.5 t /5 時間

3. 建設場所

岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

4. 敷地面積

21,151.7 m²

5. 事業範囲

- (1) 運営準備業務
- (2) 受付計量業務
- (3) 本施設の運転管理業務
- (4) 本施設の維持管理業務
- (5) 本施設の環境管理業務
- (6) 本施設の防災管理業務
- (7) 本施設の情報管理業務
- (8) その他関連業務

6. 事業期間

事業期間は、令和8年4月から令和23年3月まで（15年間）とする。

第3節 一般事項

1. 関係法令の遵守

事業者は、事業期間中、次表に示す「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

<ul style="list-style-type: none">●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）●資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成10年生衛発第1572号）●ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン●環境基本法（平成5年法律第91号）●大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）●悪臭防止法（昭和46年法律第91号）●騒音規制法（昭和43年法律第98号）●振動規制法（昭和51年法律第64号）●水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）●土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）●水道法（昭和32年法律第177号）●下水道法（昭和33年法律第79号）●計量法（平成4年法律第51号）●消防法（昭和23年法律第186号）●建築基準法（昭和25年法律第201号）●建築士法（昭和25年法律第202号）●建設業法（昭和24年法律第100号）●都市計画法（昭和43年法律第100号）●文化財保護法（昭和25年法律第214号）●労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）●労働基準法（昭和22年法律第49号）●高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）●航空法（昭和27年法律第231号）●電波法（昭和25年法律第131号）	<ul style="list-style-type: none">●クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）及びクレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）●ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）●事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）●危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）●ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）●電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）●高圧系統業務指針（系統アクセス編）など東北電力株式会社が定める規定●高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会）●日本工業規格●電気学会電気規格調査会標準規格●日本電機工業会規格●日本電線工業会規格●日本電気技術規格委員会規格●日本照明器具工業会規格●公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●火力発電所の耐震設計規程（一般社団法人日本電気協会火力専門部会）●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国営整第157号、国営設第163号）●建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）●煙突構造設計指針（一般社団法人日本建築学会）
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ●電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） ●電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号） ●再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号） ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成 18 年法律第 91 号） ●エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号） ●河川法（昭和 39 年法律第 167 号） ●景観法（平成 16 年法律第 110 号） ●道路法（昭和 27 年法律第 180 号） ●電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年労働省告示第 59 号） ●分散型電源系統連系技術指針（一般社団法人日本電気協会） ●岩手県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 19 年 12 月 18 日 条例第 74 号） ●岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年 12 月 25 日 条例第 62 号） ●岩手県建築基準法施行条例（平成 12 年 3 月 28 日 条例第 37 号） ●岩手県屋外広告物条例（昭和 46 年 12 月 22 日 条例第 44 号） ●釜石市暴力団排除条例（平成 27 年 10 月 13 日 条例第 37 号） ●その他本業務に関連する法令、規則、規格、基準等
---	--

2. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）、「岩手沿岸南部広域環境組合 個人情報の保護に関する条例」（令和 5 年 3 月 10 日 条例第 2 号）等を遵守し、直接搬入者や従業者等の個人情報の取扱いに留意すること。また、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩してはならない。

3. 一般廃棄物処理実施計画の厳守

事業者は、本業務期間中、組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

4. 関係官公署の指導

運営に当たっては、関係官公署の指導等に従う。

5. 環境影響評価書の厳守

運営に当たっては、「環境影響評価書」を遵守する。

6. 監督員

監督員とは、組合より監督員として指名された、組合職員及び運営管理委託職員をいう。

7. 官公署等申請への協力

事業者は、組合が行う官公署等への申請に全面的に協力し、監督員の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。

また、申請の際に発生する費用は、事業者の負担とする。

8. 組合及び所轄官庁への報告、記録、資料提供等の協力

施設の運営に関して、組合及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については組合の指示に基づき対応すること。

9. 組合の検査

組合が事業者の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

10. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合は、事業者はその処理に協力すること。

11. 要求の厳守

事業者は、要求水準書に示される要求を事業期間中厳守すること。

12. 組合が実施する運営モニタリングへの対応

事業者は、組合が実施する施設運営全般に対する運営モニタリングに全面的に協力すること。また、この運営モニタリングにおいて、組合が本施設の施設運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、事業者は組合が運営モニタリングを実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

13. 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち施設運営業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシート等を作成のうえ、事業開始前に組合に提出し、組合の承諾を受けること。

また、施設運営業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等に基づいて、運営業務の内容の要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかをセルフモニタリングすること。

14. 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。

事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。

事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護

具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発第 0110 号の第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等組合が定める者の同席を要すること。

事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議のうえ、施設の改善を行うこと。

事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について組合に報告すること。

事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

15. 緊急時対応

事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。

事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

事故が発生した場合、事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

16. 急病等への対応

事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。

事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。本施設に設置している AED（自動体外式除細動器）の維持管理等を定期的の実施すること。事業者は、急病人や緊急事態が発生した場合に備え、救命講習等により救急法を従業員に対し教育・訓練すること。

17. 感染症への対策

事業者は、感染症に対するマニュアルを作成し、感染症に十分に配慮して運営すること。なお、感染症対策マニュアルには、感染症が流行した場合の事業継続計画を含めて作成すること。

18. 保険への加入

事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること。

19. 地域貢献

本施設の運営・維持管理に当たっては、構成市町内の住民に対する雇用促進のほか、構成市町内の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

20. 運營業務の引継ぎ

事業者は、本施設の運營業務開始までに、本施設の運営に関して必要な運營業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

21. 作成書類・提出資料

事業者は、本事業の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前に組合に提出し、組合の承諾を受けること。

①受付計量業務実施計画書
②運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理記録様式 ・エネルギー管理記録 等を含む
③維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 ・維持管理記録様式 等を含む
④情報管理業務実施計画書 ・情報管理計画 ・情報管理記録様式 等を含む
⑤環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境保全基準 ・作業環境保全計画 ・環境管理記録様式 等を含む
⑥関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・見学者対応要領・体制 ・住民対応要領・体制 ・各種記録様式 等を含む
⑦その他マニュアル類 ・運転管理マニュアル ・施設保全マニュアル ・緊急対応マニュアル ・急病等対応マニュアル ・感染症対策マニュアル ・安全作業マニュアル 等を含む

第4節 運営条件

1. 運営に関する図書

運営は、次に基づいて行う。

- (1) 岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 事業契約書
- (2) 岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書
- (3) 岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 事業提案書等
- (4) その他組合が指示するもの

2. 事業提案書の変更

事業期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

3. 要求水準書記載事項

3.1 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上に繋がる提案等を妨げるものではない。

本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3.2 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は「(参考)」と記載されたものについては事業者の責任により補足・完備させなければならない。

3.3 契約金額の変更

前項 3.1 及び 3.2 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

4. 事業期間終了時の引渡し条件

通常の補修点検整備により 1 年間継続して本施設を使用することに支障のない状態であること。なお、引渡し前に施設の性能が確保されていることを確認し組合の承諾を得ること。

組合が要求水準書に記載の業務を行うに当たり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の組合(運営委託を行う場合の次期運営事業者含む)への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書(本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。)、要求水準書及び事業契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。

建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の間年変化によるものを含む。)を除く。

内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の間年変化によるものを含む。)を除く。

主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

運営 11 年目（令和 18 年度）には最新の長寿命化総合計画では、それまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し、令和 27 年度以降の安定・安全な施設運営を行うための維持管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

事業期間終了時に事業期間終了後 1 年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。

組合（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）に対し、必要期間の本施設の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、事業者が策定し、組合の承諾を得ること。

事業者は、本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等を全て組合に開示すること。なお、組合は、事業者と協議のうえ、これらの図書、資料、データ等を次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するものとする。

その他、事業期間終了時における明け渡し時の詳細条件は、組合と事業者の協議によるものとし、令和 22 年度の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、組合と協議を開始すること。

事業者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとともに、組合が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については組合と協議により決定する。ただし、入手困難な特定部品（当初事業者の製品）については、組合と協議するものとする。

第2章 全体計画

第1節 計画ごみ質

1. ごみ処理施設

1.1 処理対象物

	計画年間処理量
合計	21,284.9t/年

1.2 ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分 (%)	水分	58%	43%	27%
	灰分	11%	11%	11%
	可燃分	31%	46%	62%
低位発熱量(kJ/kg)		4,400	7,700	11,000
低位発熱量(kcal/kg)		1,051	1,839	2,627
見かけ比重(基準ごみ)		0.24t/m ³		

※1cal=4.1868J

基準ごみ	C	H	N	S	Cl	O
元素組成 (可燃分乾きベース)	56.12%	8.42%	0.87%	0.04%	1.16%	33.39%

2. 破碎処理施設

2.1 処理対象物

項目	計画年間処理量
処理対象物(15年間の平均値)	t/年
(うち金属類)	t/年
鉄(参考)	t/年
アルミ(参考)	t/年

2.2 ごみ質

見かけ比重 0.30t/m³

第2節 余熱利用計画

本施設の余熱利用計画は、次の優先順位とする。

- (1) ごみ処理施設・破砕処理施設プラント関係（防爆対策を含む）
- (2) ごみ処理施設・破砕処理施設及び管理棟等建築関係（給湯、暖房、冷房）
- (3) 売電

第3節 排水計画

プラント排水はクローズド（無放流）とし、生活排水は下水道放流とする。

第4節 車両仕様

本施設で使用する車両は、次表の車両仕様・搬入台数を参考とする。

車両の最大仕様

種類	最大車種	全長(mm)	全幅(mm)	全高(mm)	搬入台数
委託収集 (溶融・可燃)	2～4t 塵芥収集車等	約 7,200	約 2,200	約 4,300 (ダンプ時)	5,528 台/年 (R5 年度)
事業系自己搬入・不燃・粗大	2～4t ダンプトラック車等	約 6,900	約 2,200	約 4,800 (ダンプ時)	7,797 台/年 (R5 年度)
家庭系自己搬入	自家用車、 2～4t トラック車等	約 8,500	約 2,200	約 3,200	24,624 台/年 (R5 年度)
中継施設からの搬入車両	10t コンテナ車等	10,000	2,500	3,800	8 台/日

第5節 居室騒音基準

工場内機器に起因する居室騒音の設計基準値は、法令によるほか、次表の各室騒音基準値を目途とする。次表以外の見学者対応に必要な居室は、組合と協議のうえ決定する。

室名	騒音基準値
見学者説明室	PNC40 程度
見学者用廊下・ホール	PNC45 程度

第6節 見学者対応

1. 見学者及び外来者設計人員

見学者及び外来者の設計人員は、1回あたり釜石市内小学4年生20名程度のほか、大人20名程度を対象とする。

2. 見学者動線

見学ルートは、現状と同様とし、研修室、プラットホーム、ごみピット、クレーン運転室、中央制御室、電子計算機室、炉室、発電施設等とする。

3. 施設見学者への対応

事業者は、国内外の施設見学者を対象として、研修室での施設等の説明のほか、見学者ルートを案内し、説明するものとする。

4. 臭気対策

見学者用廊下・ホール、見学者諸室等は、臭気対策に万全を期すこと。

第7節 公害防止条件

1. 排出ガス基準

表 排ガス基準値

項目	設計基準値	備考
ばいじん量	0.02g/m ³ N以下	乾きガス 酸素濃度 12%換算値
硫黄酸化物	50ppm 以下	
窒素酸化物	100ppm 以下	
塩化水素	80ppm 以下	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	
一酸化炭素	30ppm	
水銀	50μg/m ³ N以下	

2. 騒音基準

時間区分	昼間 (午前8時～午後6時)	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
基準値	70 dB	65 dB	60 dB

3. 振動基準

時間区分	昼間 (午前7時～午後8時)	夜間 (午後8時～午前7時)
基準値	65 dB	60 dB

4. 悪臭基準

4.1 敷地境界

悪臭物質	規制基準 (敷地境界地表)
アンモニア	2ppm
メチルメルカプタン	0.004ppm
硫化水素	0.06ppm
硫化メチル	0.05ppm
二硫化メチル	0.03ppm
トリメチルアミン	0.02ppm
アセトアルデヒド	0.1ppm
プロピオンアルデヒド	0.1ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm
イソブチルアルデヒド	0.07ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm
イソバレルアルデヒド	0.006ppm
イソブタノール	4ppm
酢酸エチル	7ppm
メチルイソブチルケトン	3ppm
トルエン	30ppm
スチレン	0.8ppm
キシレン	2ppm
プロピオン酸	0.07ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm
ノルマル吉草酸	0.002ppm
イソ吉草酸	0.004ppm
臭気強度	3

4.2 排出口の規制基準

(1) 規制物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質

(2) 排出口の規制基準値

悪臭物質の種類ごとに次の算出式により求められた流量

(ただし、有効煙突高 (He) が 5m 未満となる場合には規制基準は適用されない)

■排出口の規制基準値 (流量) の算出式

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 流量 (単位 $m^3 N / \text{時}$) ← 規制基準値

He : 排出口の高さの補正值 (単位 m) ← 有効煙突高さ

Cm : 悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線の規制基準値
(単位 ppm)

■排出口の高さの補正 (有効煙突高さの計算)

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = 0.795 \{ \sqrt{(Q \cdot V)} \} / (1 + 2.58 / V)$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = 1 / \{ \sqrt{(Q \cdot V)} \} \times \{ 1,460 - 296 \times V / (T - 288) \} + 1$$

He : 補正された排出口の高さ (単位 m) ← 有効煙突高

Ho : 排出口の実高さ (単位 m)

Q : 温度 15°C における排出ガスの流量 (単位 $m^3 / \text{秒}$)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 m / 秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 K)

5. 粉じん基準

破砕室排気口出口 : $0.02 \text{ g} / m^3 N$

6. 溶融固化物 (スラグ)

「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」に準拠すること。

ダイオキシン類 $0.1 \text{ ng-TEQ} / \text{g}$ 以下

7. 分別排出物 (メタル)

ダイオキシン類 $0.1 \text{ ng-TEQ} / \text{g}$ 以下

8. 飛灰安定化物

ダイオキシン類 $3 \text{ ng-TEQ} / \text{g}$ 以下

第3章 管理運営体制

第1節 業務実施体制

事業者は、本事業の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。

事業者は、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。

事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第2節 教育訓練

事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、事業者自ら確保した運転員などに対し、適切な教育訓練を行うこと。

施設運営開始に際しては、本施設の試運転期間中に本施設の運転に必要な教育訓練を受けること。

第3節 有資格者の配置

事業者は、本事業を行うに当たりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

廃棄物処理施設技術管理者（当管理者になるための資格を有していること）、ボイラータービン主任技術者、電気主任技術者は必ず配置すること。

第4節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第4章 受付計量業務

第1節 受付管理

事業者は、廃棄物、薬剤等副資材及び搬出物等を搬入・搬出する車両に対し、計量棟において記録・確認し、安全かつ効率的に受付管理する。

事業者は直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、組合が定める搬入基準を満たしていることを確認し、搬入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。なお、搬入基準は、組合が定めるものとする。

第2節 計量

事業者は、廃棄物、薬剤等副資材及び搬出物等を搬入・搬出する車両に対し、計量棟において計量し、その記録を管理する。なお、記録形式等の詳細は、組合と協議のうえ決定すること。

計量は、委託業者は1度計量（搬入時のみ）とし、許可業者、直接搬入者及び組合からの搬入は2度計量とする。なお、直接搬入者の混載ごみは、主要なごみの種類別（最も重量がありそうな種類）で計量することとする。

事業者は、直接搬入者については、原則として搬出用計量機での計量時に料金徴収（現金納入）を行う。許可業者については、月締めの納入通知書により組合が料金徴収を行う。

第3節 案内・指示

事業者は、ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所の案内・指示を行う。また、施設外へ渋滞する場合には、必要に応じ交通整理を行うこと。

第4節 料金徴収

事業者は、本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、組合が定める料金を、組合が定める方法で、組合に代わり徴収する。また、必要に応じてつり銭を用意し、適切に補充すること。領収証書の様式等については、組合と協議のうえ、決定すること。

事業者は、徴収した処理手数料を当日に、必要な書類と併せて組合に収納する。

事業者は、料金後納の場合の伝票及び廃棄物の量を証明する伝票（計量票）等の発行のほか、必要に応じて処理にかかる証明書等の発行を行う。また、料金後納の場合の伝票等の管理等を行う。詳細については組合と協議のうえ計画すること。

第5節 受付時間

事業者は、次の時間に計量棟で受付すること。なお、時間外であっても、時間内に待車した車両及び組合が関与する緊急かつ一時的な受入については対応すること。

また、上記以外の土日祝祭日、年末年始、平日夜間等の受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこととし、この費用については、組合と協議とする。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 平日 | 8：30～12：00、13：00～16：30 |
| (2) 土日祝祭日・年末年始 | なし |

第5章 運転管理業務

第1節 計画処理量

計画処理されたごみ質に対し、ごみ処理施設：147 t /24 時間、破砕処理施設：10.5 t /5 時間の処理を可能とすること。

第2節 年間運転日数

施設の年間運転日数は 330 日以上を可能とすること。
搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。

第3節 運転時間

ごみ処理施設の運転時間は 24 時間/日とする。
破砕処理施設の運転時間は 5 時間/日とする。

第4節 搬入物の性状分析

事業者は、工場棟に搬入された廃棄物の性状を定期的に分析し、管理すること。なお、分析項目、方法、頻度については、「昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号」に示される項目・方法・頻度を満たすものとする。

第5節 搬入管理

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 事業者は、構成市町及び組合が本施設に搬入する廃棄物について、搬入禁止物の混入防止に努めること。
- (3) 事業者は、直接搬入されるごみに含まれる搬入禁止物の検査を実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身を確認すること。
- (4) 事業者は、搬入された廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還し、搬入禁止物及び搬入者毎に組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。
- (5) 事業者は、構成市町及び組合が搬入する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、組合に報告し、組合の指示に従うこと。
- (6) 事業者は、万が一搬入車が帰った後に搬入禁止物を発見した場合は、組合に回収を求めること。ただし、組合が回収するまでの期間は、適正に保管すること。
- (7) 事業者は、直接搬入されたごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。
- (8) 事業者は、組合が許可業者に対して行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。
- (9) 事業者は、釜石市及び大槌町から分別して直接搬入される資源物（缶類、ビン類、新聞、雑誌、ダンボール、金属製品）を受付・計量するとともに、本施設で組合の指示する期間まで保管すること。

第6節 適正処理

事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理する。なお、特にダイオキシン類の排出抑制に努めて処理すること。

また、事業者は、本施設より排出される溶融飛灰、スラグ等が関係法令、公害防止条件を満たすように適切に処理する。なお、溶融飛灰、スラグ等が上記の関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件を満たすよう必要な処理を行うこと。

第7節 適正運転

事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第8節 運転管理体制

事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備する。

事業者は、整備した運転管理体制を組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第9節 最終処分場への搬出

事業者は、本施設から排出される溶融飛灰について、組合の指示により各構成市町の運搬車へ積み込みを行うこと。なお、冬季において最終処分場に搬入できない場合は、組合の指示により施設内に適切に保管すること。

第10節 搬出物の性状分析

事業者は、本施設より搬出する溶融飛灰、スラグ、メタル等の量について分析・管理を行うこと。

また、事業者は、本施設より搬出する溶融飛灰、スラグ、メタル等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。なお、スラグについては、「JIS A 5031」及び「JIS A 5032」を満足していることを確認すること。

第11節 資源物の資源化業務

事業者は、スラグ、メタル、破碎施設から回収される金属類について、組合から有償で購入した後、資源物として売却し自らの収入とすることができる。なお、購入価格については、社会情勢等を踏まえ見直すことができるものとする。また、有価として扱うことが出来ない場合は、組合と協議のうえ、その処分及び再利用方法を決定する。

第12節 運転計画の作成

事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。

事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更に当たっては組合の承諾を得ること。

事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。

事業者は、年間計画に基づいた発電量を毎年度提出すること。

第13節 データの記録

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月間業務完了報告書、年報等を作成して組合に提出すること。

第14節 売電の事務手続き

事業者は、電気事業者と直接契約を結び、買電及び売電を行うこと。なお、売電については、組合と折半とするが、売電先の確保及び売電先との必要な事務手続きも事業者において実施すること。

第15節 エネルギー管理

事業者は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に従い、エネルギー管理者の配置及び中長期計画等の作成を行うこと。

第16節 性能試験の実施

事業者は、要求水準書 設計・建設業務編 「第1章 第9節 1.4 性能試験」に示された性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、基幹的設備改良工事実施事業者の立会い指導のもと、事業者が組合と合意した期日に実施すること。

第6章 維持管理業務

第1節 備品・什器・物品・用役の調達

事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、組合に提出すること。

第2節 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

第3節 点検・検査計画の作成

事業者は、点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施しできるように点検・検査計画を策定すること。点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し組合に提出し、承諾を得ること。

また、全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

第4節 点検・検査の実施

事業者は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて点検・検査すること。なお、日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。

また、事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。

事業者は、点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

第5節 補修・更新計画の作成

事業者は、事業期間を通じた補修・更新計画を作成し、組合に提出し、承諾を得ること。

事業期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出し、承諾を得ること。

事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出し、承諾を得ること。

事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

第6節 補修・更新の実施

事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の性能を維持した安定・安全な運営管理をするために、補修を施すこと。

また、事業者は、補修箇所についての予防保全管理をするために維持補修計画書を組合に提出し、承諾を得ること。なお、維持補修計画書を策定する際には、現場での点検・補修結果を

十分に把握するため、整備履歴のデータベース化や、写真・動画による設備状況の正確な記録を運転・維持管理支援システム等を用いて行い、効果的で効率的な整備・調達を行うこととする。

各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

事業者が行うべき補修の範囲は「表 補修の範囲（参考）」の通りである。

表 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として不必要な増設等を伴わない程度のものをいう）。
		更新	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を取替る大がかりな修理をいう。）
		事前保全	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。
			<ul style="list-style-type: none"> ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
			設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
			日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
			突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
			故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

第7節 建屋の保全

事業者は建屋の照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備、内外壁等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

第8節 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し組合と協議すること。

表 改良保全の内容

作業区分	概要	作業内容
改良修理	設備の体質改善により、信頼性・安全性・操作性・経済性・保全性の向上を図る。	設備の機構や材質に関する改善のための修理
見直し工事	稼動中のラインに対して、計画的に劣化状況を把握し、異常劣化箇所について、最新の技術を取り入れた改良修理を行い、設備の信頼性・保全性の向上を図る。	

第9節 精密機能検査

事業者は、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施し、その結果を組合へ報告すること。なお、精密機能検査に係る費用は事業者の負担とする。

精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第10節 長寿命化総合計画の作成及び実施

事業者は、運営期間の開始前に長寿命化総合計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、作成に当たっては、環境省発行の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（最新版）」に準じた内容とすること。

本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、組合の承諾を得ること。

事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。

運営11年目（令和18年度）では、それまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し、令和23年度以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第7章 情報管理業務

第1節 運転管理記録報告

事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、エネルギー管理日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。なお、報告書の詳細な内容は組合と協議のうえ決定することとするが、運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数を保管すること。

第2節 点検・検査報告

事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。なお、報告書の詳細な内容は、組合と協議のうえ決定することとするが、点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数を保管すること。

第3節 補修・更新報告

事業者は、維持補修計画を記載した維持補修計画書、維持補修結果を記載した維持補修結果報告書を作成し、組合に提出すること。なお、報告書の詳細な内容は、組合と協議のうえ決定することとするが、補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数を保管すること。

第4節 環境保全報告

事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。なお、報告書の詳細な内容は組合と協議のうえ決定することとするが、環境保全に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数を保管すること。

第5節 作業環境保全報告

事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、組合に提出することとするが、報告書の詳細な内容は組合と協議のうえ決定することとするが、作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数を保管すること。

第6節 緊急対応

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。

報告後は、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、組合に提出すること。

第7節 運営マニュアル

事業者は、運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。事業者は、必要に応じ次に示すマニュアル以外も作成し、組合の承諾を得ること。なお、必要に応じて運営マニュアルを

改定し、組合の承諾を得ること。

運営マニュアルは、次の内容を含めること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 施設保全マニュアル
- ③ 安全作業マニュアル
- ④ 余熱利用管理マニュアル
- ⑤ 測定管理マニュアル
- ⑥ 緊急対応マニュアル（防火・防災管理マニュアル）
- ⑦ 急病等対応マニュアル
- ⑧ 感染症対策マニュアル
- ⑨ その他関連業務マニュアル

第8節 事業継続計画

事業者は、緊急事態が発生した際に本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための、事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を作成すること。

災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第9節 その他関連業務

事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。なお、書類の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議のうえ決定することとするが、関連業務関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数を保管すること。

第10節 施設情報管理

事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間に渡り適切に管理すること。

事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法は組合と協議のうえ決定すること。

第11節 業務完了報告

事業者は、施設運営の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した月間業務完了報告書を組合へ提出すること。これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。

月間業務完了報告書の詳細項目は、組合と協議のうえ決定すること。

第12節 その他管理記録報告

事業者は、年1回財務諸表を組合に提出すること。

また、事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録す

る項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

報告書の詳細な内容については組合と協議のうえ決定することとするが、組合が要望する管理記録については、組合との協議による年数を保管すること。

第13節 情報セキュリティ

事業者は、セキュリティソフトの導入（更新）等の情報セキュリティ対策を講じること。

事業者は、セキュリティポリシーを定め、個人情報の外部漏洩を防止すること。

情報セキュリティの詳細な内容については、組合と協議のうえ決定すること。

事業者又はその従業員は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏洩又は不当な目的に使用してはならない。このことは、契約期間が終了し、又は従業員がその職務を退いた後においても同様とする。

第8章 環境管理業務

第1節 環境保全基準

事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。

事業者は、管理運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。

なお、本施設からの雨水排水についても、基準・測定頻度（年1回以上）等を設定し油分等による海洋汚染に繋がることがない計画とすること。環境保全基準を設定・変更する場合は、組合と協議すること。

第2節 環境保全計画

事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、測定項目及び頻度については、次表と同等以上で設定すること。

事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認するとともに、遵守状況を組合に報告すること。

表 測定項目及び頻度

項目	測定項目	計測最低頻度
ごみ質	ごみの種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常時連続測定
排ガス	ばいじん	2回/年・炉
		常時連続測定
	塩化水素	2回/年・炉
		常時連続測定
	硫黄酸化物	2回/年・炉
		常時連続測定
	窒素酸化物	2回/年・炉
		常時連続測定
ダイオキシン類	2回/年・炉	
一酸化炭素	常時連続測定	
水銀	2回/年・炉	
騒音	騒音レベル（デジベル）（敷地境界4箇所）	1回/年
振動	振動レベル（デシベル）（敷地境界4箇所）	1回/年
悪臭	特定悪臭物質濃度（敷地境界4箇所）	1回/年
溶融スラグ	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、フッ素及びその化合物、ほう素及びその化合物の含有量及	1回/月

	ダイオキシン類含有量	2回/年
	放射性セシウム濃度（放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計）	4回/年
	スラグ搬出先の要請に基づき測定するその他項	—
溶融飛灰 処理物	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物の溶出量	2回/年
	ダイオキシン類含有量	2回/年
	放射性セシウム濃度（放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計）	4回/年
雨水排水	水素イオン濃度、化学的酸素要求量、無機浮遊物質、溶存酸素、全窒素濃度、砒素、シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、クロム（6価）、塩化ナトリウム、生物化学的酸素要求量	1回/年

第3節 作業環境保全基準

事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。

事業者は、管理運営に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。

作業環境保全基準を設定・変更する場合は、組合と協議すること。

第4節 作業環境保全計画

事業者は、事業期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。

事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。

事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第9章 防災等管理業務

第1節 防災等管理

事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理を行うこと。

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設の運転を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第2節 防火管理

事業者は消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。

事業者は、整備した防火管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。

特に、ごみピット、破砕処理施設等については、入念な防火管理を行うこと。

第3節 防火・防災訓練の実施

事業者は、緊急時に防火・防災管理及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。

第4節 事故報告

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第10章 その他関連業務

第1節 清掃

事業者は、管理棟も含めた全ての施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

第2節 植栽管理

事業者は、敷地内の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 積雪対応

事業者は、積雪対策計画を作成し、敷地内の積雪対策（融雪設備、除雪等）を実施し、搬入車両に影響がない状況を維持すること。

第4節 警備・防犯

事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。ただし、管理棟のうち、組合事務所へは組合で機械警備を入れている。

事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第5節 見学者対応

見学者の受付及び説明は、原則として事業者において行うこととし、DVDの視聴対応を含め、施設の紹介、稼動状況、環境保全状況等を説明すること。ただし、行政視察へは組合が対応するため、事業者は組合に協力すること。

見学者の受付日及び受付時間は、月曜日から金曜日まで9:00～16:00（昼休憩（12:00～13:00）は除く）であり、休業日は日曜日及び1月1日から1月3日である。ただし、組合主催の施設見学会を年1回（祝日）開催しており、事業者は組合に協力すること。

場内の動線については、決められた動線を遵守し、本施設への来場から退場に至るまで、安全性に十分配慮した見学体制を整備すること。

事業者は、見学者対応要領を作成し、組合の承諾を得ること。

事業者は、見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については組合と協議し、決定すること。

事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

第6節 住民対応

事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。なお、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し協議すること。

第7節 災害時の対応

地震及び津波等の災害時には、一般利用者及び見学者を適切に誘導するとともに作業員の避難等人身の安全を最優先すること。また、施設の安全停止についてマニュアル化及び定期的な訓練等を行い迅速な対応に努めること。

第8節 管理棟浴室の管理

管理棟に配置される浴室は、原則として週 5 日（年末年始及び炉の休止期間を除く）、10:00～16:00 まで一般住民に開放する。従って、事業者は、公衆浴場としての営業許可を取得し、予約・受付を含む許可に係る必要な管理をすること。また、浴室の清掃等も事業者において実施すること。なお、詳細は、組合と協議すること。

第9節 ホームページの開設及び運営

事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを開設し、運営すること。

ホームページでは、事業者が募集する従業員の応募窓口を設置すること。なお、事業者ホームページでは、組合ホームページとリンクさせ、ホームページで公表するデータなどは組合と協議のうえ決定すること。

第10節 その他施設管理

敷地境界から放流先までの雨水排水設備及び下水道の点検・維持管理を行うこと。なお、補修等が必要な状況となった場合は、組合に報告し対応すること。

別表1 搬入禁止物（家庭用及び業務用を問わない。）

- ・テレビ
- ・エアコン
- ・洗濯機
- ・冷蔵庫
- ・冷凍庫
- ・パソコン
- ・バッテリー
- ・廃油
- ・シンナー
- ・塗料
- ・消火器
- ・プロパンガスボンベ
- ・農薬
- ・毒、劇物
- ・その他、爆発性、引火性の物